改正後	改正前
(2)　薬剤師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士及び管理栄養士の数	(2)　薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び臨床工学技士の数
ハ　医療機器等	ハ　医療機器等
(1)～(6)　（略）	(1)～(6)　（略）
(7)　法第四条第一項に規定する地域医療支援病院又は法第四条の二第一項に規定する特定機能病院であって、その旨	(新設)
(8)～(19)　（略）	(7)～(18)　（略）
(20)　法第三十条の十三第一項第一号に規定する基準日から同項第二号の規定に基づき規則第三十条の三十三の四に定める期間を経過した日までの間において、介護老人保健施設等（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による介護老人保健施設その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設をいう。以下同じ。）に転換（病院又は診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、介護老人保健施設等について新設又は増設により、病床の減少数に相当する数の範囲内において入所定員を増加させることをいう。以下同じ。）をする予定がある場合にあっては、転換後の施設	(新設)
四　（略）	四　（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

○厚生労働省告示第二百八十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年九月一日から適用する。ただし、同年八月三十一日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十九年八月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表	別表
Ⅰ　（略）	Ⅰ　（略）
Ⅱ　医科点数表の第２章第３部、第４部、第５部、第６部、第９部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格	Ⅱ　医科点数表の第２章第３部、第４部、第５部、第６部、第９部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格
001～111　（略）	001～111　（略）